

国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十八条 議員は、<u>国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行う</u>ため、別に定めるところにより手当を受ける。</p>	<p>第三十八条 議員は、<u>公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等の</u>ため、別に定めるところにより手当を受ける。</p>

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九条 各議院の議長、副議長及び議員は、<u>国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うため、調査研究広報滞在費として月額百万円を受ける。</u></p> <p>2 前項の<u>調査研究広報滞在費</u>については、その支給を受ける金額を標準として、<u>租税その他の公課を課することができない。</u></p> <p>第十一条 第三条から第六条までの規定は<u>第九条の調査研究広報滞在費</u>について、<u>第九条第二項の規定は第八条の二の議会雑費並びに前条第一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。</u></p>	<p>第九条 各議院の議長、副議長及び議員は、<u>公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、文書通信交通滞在費として月額百万円を受ける。</u></p> <p>2 前項の<u>文書通信交通滞在費</u>については、その支給を受ける金額を標準として、<u>租税その他の公課を課することができない。</u></p> <p>第十一条 第三条から第六条まで（<u>第四条の二を除く。</u>）の規定は<u>第九条の文書通信交通滞在費</u>について、<u>第九条第二項の規定は第八条の二の議会雑費並びに前条第一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。</u>この場合において、<u>第三条及び第四条第一項中「日」とあるのは、「当月分」と読み替えるものとする。</u></p>